

令和 8 年度 事業計画

地域支援事業

1. 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) サービス・活動事業 P 1

①訪問型サービス

②通所型サービス

(2) 一般介護予防事業 P 1

①介護予防把握事業

②介護予防普及啓発事業

③地域介護予防活動支援事業

④一般介護予防事業評価事業

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

2. 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センター運営事業 P 2

①総合相談支援業務

②権利擁護業務

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(2) 在宅医療・介護連携推進事業 P 4

(3) 認知症総合支援事業 P 4

①認知症初期集中支援推進事業

②認知症地域支援・ケア向上事業

(4) 生活支援体制整備事業 P 5

(5) 地域ケア会議推進事業 P 5

指定介護予防支援事業

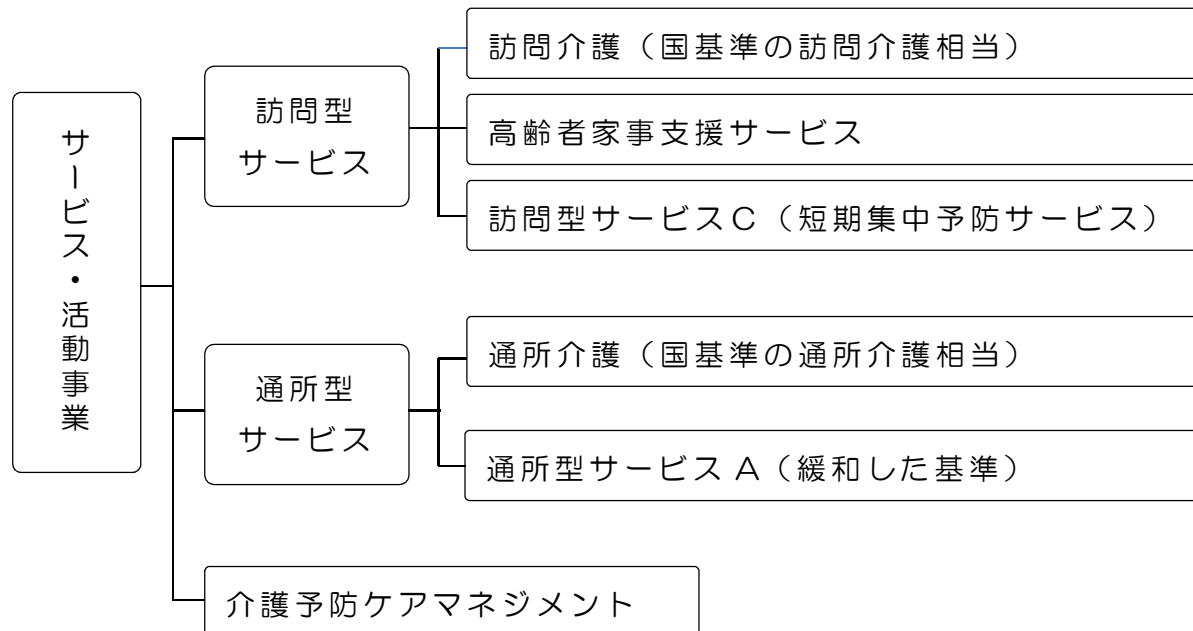
1. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務 P 5

(地域支援事業)

1. 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) サービス・活動事業

【第9期計画 P35 第1節－2 (1) ①】



① 訪問型サービス

従来の介護予防訪問介護相当のサービス提供に加え、訪問型サービス A における簡易的な生活支援については「高齢者家事支援サービス事業」によりシルバー人材センター及び NPO 法人ぎんとももに委託して実施します。

また、訪問型サービス C においては、フレイル状態や閉じこもり傾向の高齢を積極的にサービス C につなげる仕組みを構築する予定です。

② 通所型サービス

従来の介護予防通所介護相当のサービス提供に加え、通所型サービス A において、利用単価や人員基準等について一部緩和を行ったうえで、市が指定した事業所による入浴を伴わない通所介護サービスを提供します。

(2) 一般介護予防事業 【第9期計画 P40 第1節－2 (2)】

① 介護予防把握事業

相談事業や電話相談・地域（自治会・民生委員・福祉委員等）・関係機関（医療・介護・福祉機関）、関係部局（保健・福祉・介護）からの情報提供を通じて、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、訪問等により身体・生活状況を伺います。また、必要に応じて、介護予防事業や医療・介護・福祉の関係機関への連携を図ります。

②介護予防普及啓発事業

介護予防に対する意識を高め、高齢者自らが要介護状態等の軽減・悪化の防止に取り組めるよう、介護予防活動の普及・啓発を行います。

③地域介護予防活動支援事業

地域出前講座として住民主体の介護予防活動に講師を派遣し、活動の支援を行います。また、介護予防サポーターを養成し、地域における介護予防活動の担い手として活動できる体制づくりをします。

④一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画において定めた目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含めた総合事業全体を評価します。

また、住民主体の通いの場の把握を行い、住民主体の介護予防活動の地域の展開状況を評価します。

併せて、住民主体の通いの場に積極的に関与し、心身・認知機能等のデータを把握・分析できる体制づくりに努めます。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士が介護予防の取組を支援します。

地域ケア個別会議での助言や地域包括支援センターの介護支援専門員との同行訪問を行い、高齢者の有する能力を評価し、改善の可能性を助言する等のケアマネジメント支援を行います。

また、住民主体の通いの場等への技術的助言等を通して、地域における介護予防の取組を機能強化します。

2. 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センター運営事業

地域包括支援センターの認知度向上に向けて、広報紙、ホームページ、各種説明会・学習会等を活用し、周知活動に努めます。

①総合相談支援業務【第9期計画 P50 第2節－1 (1)・(2)】

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、状況把握等を行い、専門的・継続的な関与または緊急の対応の必要性を判断し対応します。

《総合相談支援》

専門職のスキルアップにつながるよう、計画的に学習の機会を設け、相談対応の充実を図ります。

《実態把握》

保健事業と介護予防の一体的事業実施においては、基準によって抽出された対象者に対して戸別訪問を行い、支援が必要な人の掘り起こしに努めます。

《地域、関係機関等とのネットワークの構築及び周知》

相談機関や地域との意見交換の場を持ち、つながりの強化を図ります。

②権利擁護業務

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳ある生活を行うことが出来るよう、権利侵害の予防や対応を行います。

《成年後見制度の活用促進》

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者や親族等に対して、あんしん相談（無料法律相談）をはじめとする相談窓口の紹介、関係機関へのつながりを行います。

《消費者被害の防止》

消費者被害を未然に防止するため、消費生活センター等との情報交換や消費者安全確保地域連絡会議に参加し、関係機関とのネットワーク構築に努めます。

民生委員や介護支援専門員等に必要な情報を提供し、被害防止に努めます。

《困難事例への対応》

地域包括支援センター内の専門職と協議し、必要な支援を行います。また、関係機関との連携を図り、適切な機関へつなぎます。

《虐待への対応》

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」等に基づき、事例に即し対応します。

権利擁護及び虐待案件に対して弁護士等の有識者の支援を必要時に依頼し、対応に努めます。

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を、介護支援専門員情報交換会や主任介護支援専門員連絡会への支援、地域ケア個別会議を通して行います。

(2) 在宅医療・介護連携推進事業【第9期計画 P56 第2節－3 (1)】

切れ目ない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、住民や地域の医療・介護関係者と地域のあるべき姿を共有しつつ、医療機関と介護事業等の関係者の連携を推進します。

筑紫地区5市で筑紫医師会に業務を委託し、「入退院時の連携」「日常の療養支援」「急変時の対応」「看取り」について取り組みます。

重点的に取り組んでいる「急変時」「看取り」の場面において、その仕組みづくり及びツールの作成を行います。

エンディングノートの利用方法を検討、地域住民へのACPの普及啓発を行います。

(3) 認知症総合支援事業【第9期計画 P62 第2節－4 (1)・(3)】

① 認知症初期集中支援推進事業

早期に集中して認知症の人やその家族に関わり、必要な支援を行うため医療法人牧和会 牧病院へ業務を委託し、認知症初期集中支援チームを配置します。

② 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人やその家族を支援する相談業務、社会参加活動のための体制整備等を認知症地域支援推進員中心に実施します。

《相談支援・支援体制の構築》

認知症の人やその家族等の相談支援を行い、必要に応じ「認知症初期集中支援チーム」と連携を図り、状況に応じたサービスが提供されるよう調整します。

《医療・介護の支援ネットワークの構築》

地域における認知症の人を支援する関係者の連携を図る取り組みとして、市内医療機関に認知症ケアパスの普及啓発を行います。

《認知症対応力向上のための支援》

関係機関等と連携し、当事者や家族の声にもとづき、事業の企画・調整を行います。

認知症サポーターを中心とした支援者とともに、チームオレンジの活動内容を検討し、認知症の人やその家族が安心して集える場として認知症カフェの開催をめざします。

公的機関等を活用した展示での情報発信、展示場所においての出張相談会を実施します。

(4) 生活支援体制整備事業【第9期計画 P44 第1節－3 (1)】

生活支援コーディネーターが地域の福祉活動等へ積極的に参加し、現場に潜在する生活課題や住民のニーズを直接把握します。あわせて、地域包括支援センターのケアマネジャーからの社会資源の活用に関する相談対応を強化し、緊密な情報共有を図ることで、地域全体のニーズ把握に重層的に努めます。

収集したニーズに対しては、生活支援コーディネーターが既存の社会資源とのマッチングを推進します。さらに、その進捗状況から地域に不足している資源を客観的に分析し、地域住民とともに具体的な解決策を検討します。これにより、高齢者が多様な資源を活用しながら、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できる支え合いの体制をつくります。

また、これまでに蓄積した社会資源情報を市民がより活用しやすいよう整理し、「高齢者支援のためのガイドブック」を更新します。今後の情報発信の強化と効率的な情報管理に向けては、従来の紙媒体による情報提供にとどまらず、新たに「社会資源管理システム」の導入を検討し、情報の見える化と利便性の向上を図ります。

(5) 地域ケア会議推進事業【第9期計画 P54 第2節－2 (1)】

地域ケア個別会議を開催し、個別ケースの検討をとおり介護支援専門員の高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの向上や個別ケースの課題分析等の積み重ねを通じて、地域課題を明確にすることをめざします。また、問題解決のため多職種とのネットワーク構築にも努めます。

地域ケア個別会議で事例検討を行った後の進捗を報告する機会を設け、助言の内容充実に努めます。

市内居宅事業所へ地域ケア個別会議の周知を図り、地域ケア個別会議の利用促進を図ります。

地域ケア個別会議より見出された地域課題を、介護予防事業や生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業などに反映させていけるよう発信していきます。

(指定介護予防支援事業)

1. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務

【第9期計画 P39 第1節－2 (1) ②】

団塊の世代（1946年～1949年）が80代を迎えるなか、介護認定率は増加することが見込まれます。本人が自立した生活を送ることができるよう、総合事業及び予防給付による介護予防サービスだけでなく、生活支援コーディネーターと連

携を図り地域のインフォーマルなサービスを含めたケアプランを作成し、支援を実施します。